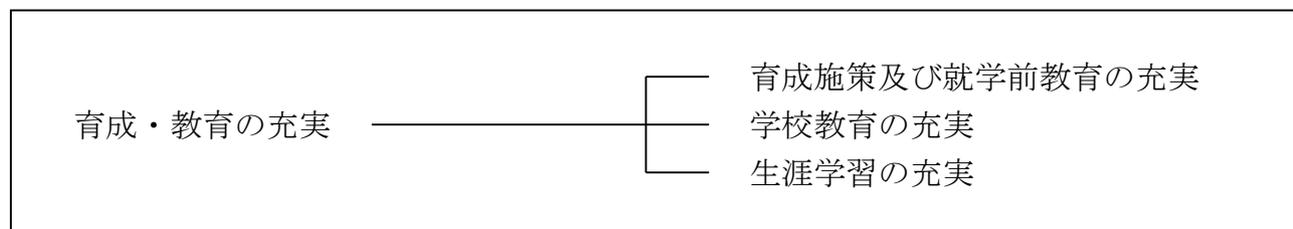


4. 育成・教育の充実

障害者の自立と社会参加を促進するためには、早期から一人一人の障害の状況や特性等に合った適切な育成・教育を行う必要があります。本分野では、ノーマライゼーションの理念に基づく共に生きる社会の実現に向けて、共に育ち共に学ぶことを基本とした教育の展開を図ります。



(1) 現状と課題

この分野の主要な課題は、次の4つでした。

- ・ 育成施策の充実
- ・ 就学前教育の充実
- ・ 学校教育の充実
- ・ 生涯学習の充実

1) 現状

① 育成施策及び就学前教育の充実

- 保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等や、放課後児童クラブへの障害児の受入れを実施する等、障害の有無に関わらず、地域で共に育ち合う障害児保育と、共に学び合う教育の推進に努めています。
- 2007（平成19）年から医療的ケア児も含めた個別乳幼児特別支援事業、特別支援教育連携事業等の協議を通じ、総合的に一貫した支援と支援者等の資質向上に向けた研修を実施しています。
- 2013（平成25）年に、子ども発達支援センターと教育センターを併設した「名張市子どもセンター」を設置しました。子ども発達支援センターでは18歳までの発達に心配のある就学前の子どもの教室や保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等の定期巡回を実施する等の支援を行っています。また、教育センターでは「ばりっ子チャレンジ教室」や「ばりっ子わくわくキャンプ」といった特別支援教育に関わる事業や、小学生から18歳までの特別な支援を必要とする子どもについての相談・支援、教職員の研修等を行っています。
- 同じく子どもセンター内にある「児童発達支援センターどれみ」では、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園等訪問や児童発達支援等の通所支援等の療育や相談を行っています。

- 就学前には医療、保健、教育、福祉等の関係機関で巡回相談を実施し、保護者の同意を得た場合は、乳幼児期からのデータを一括管理し、個別の支援目標や支援計画に基づき学校教育に引き継ぐ等、相談の充実を図るとともに、その家族に対する支援にも努めています。

②学校教育の充実

- 市内すべての小中学校に特別支援学級が設置されており、特別支援学級の在籍者数・学級数ともに増加しています。また、4つの小学校に通級指導教室が設置されています。
- 障害が重度化・多様化する中、保護者の意向を踏まえた適正な就学が可能になるよう、就学前の教育、就学支援の充実を図っています。
- 小中学校における校内委員会の設置、保健・福祉等関係機関との調整を図りながら校内の特別支援を推進する「特別支援教育コーディネーター」やその支援を行う「チーフコーディネーター」の任命、通常学級の学習サポーターや特別支援学級の自立支援員などの配置、途切れのない支援に向けたツールとしての個別の指導計画や教育支援計画、「パーソナルカルテ」等の活用等、適切な支援のための体制整備や教職員の資質向上に努めています。
- 三重県立特別支援学校伊賀つばさ学園や三重県立盲学校等の県立特別支援学校等の関係機関と連携しながら、特別支援教育の充実を図っています。
- 保育所（園）・認定こども園及び幼稚園から小学校への引継ぎのため、特別支援学級へ入級するすべての児童について連携・相談会を実施しています。また、その他の児童についても保護者の希望により「支援の移行シート」を用いた引継ぎを行っています。入学・入級後も適時・継続的に連携し、児童の学びの充実に努めています。

③生涯学習の充実

- 市民センター等では、主催学級や様々な講座を開催し、生きがいつくりや社会参加の場を提供しています。
- 図書館では、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」（2016年3月 公益社団法人日本図書館協会策定）に基づき、図書館利用に障害のある人に対し、障害のない人が受けることのできるすべての図書館サービスと対等なサービスを受けられるよう取組を進めています。具体的には、予約制で視覚障害者の人を対象にした対面朗読サービスの実施や、1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの人を対象に、図書、CD、カセットテープの郵送による貸出しを行っています。また、移動図書館やまなみ号の巡回を実施し、来館が困難な人への図書館サービスの提供を行っています。

2) 基礎調査結果

① 育成施策及び就学前教育の充実

・ 将来希望する進路

○「将来希望する進路」を障害者本人に聞いたところ、「在宅」が34.9%、「入所施設」が12.0%、「就職」が7.3%、「無回答」が33.5%となっています。

○身体障害者（障害の重複含む。）の中で42.3%、精神障害者（重複含む。）の中で30.8%、知的障害者（重複含む。）の中で12.3%の人が「在宅」を希望しています。次に割合の多いものとしては障害により回答が異なっており、身体障害と知的障害では「入所施設」、精神障害では「就職」となっています。

・ 育成施策及び就学前教育の充実（早期発見）

○「障害があることを知ったときの苦勞、不安（複数回答）」を介護者に聞いたところ、障害の発見に当たり、「適切な医療機関がほしかった」と答えた割合が他の回答より多くなっており、特に就学前では、発育や発達について日常的に気になると答えています。

○自由記載では、知的障害を持つ子の親より、「就学前教育について、どの学校にするのか判断材料の一つとしたいので、子どもが小学校に入学する前に、支援学級の雰囲気を見学する機会があれば嬉しい」という意見がありました。

② 学校教育の充実

・ 特別支援教育の充実

○一般市民の自由記載では、「学校教育で支援サポーターが不足していると感じる。支援学級に入っていないだけでも支援が必要な児童は多くいる」等の意見がありました。

3) 課題

この分野では、次の3つを主要な課題とします。

- ・ 育成施策及び就学前教育の充実
- ・ 学校教育の充実
- ・ 生涯学習の充実

(2) 施策の目標

1) 育成施策及び就学前教育の充実

□障害児も含めた集団の中での「育ち」を保障していくために、保育所（園）・認定こども園及び幼稚園や放課後児童クラブ等の一般的な子育て支援施策における障害児のさらなる受入に努めます。

□医療的ケア児を含め、発達に心配のある子どもや保護者に対する早期支援の継続性の確保、将来の自立と社会参加に向けた移行期の支援の充実に向けて、保健、福祉、保育、教育、医療等の連携を強化し、早期の療育につなげる体制の整備に努めます。また、ライフステージに対応したサービス・支援の提供が行えるように努めます。

- 小中学校における指導につなぐため関係機関と連携、情報共有を行い、保護者との合意形成を図る教育相談の充実を図るとともに、巡回相談や個別ケース会議等での助言など専門家による支援に努めます。

2) 学校教育の充実

- 幼少期から学校や地域で、障害者や障害児とふれあう場や交流、福祉ボランティアの体験等、共に育ち、学び合う機会とするための福祉教育の一層の充実を図ります。
- 特別支援教育の充実を図るため、障害の種類や程度に応じた教育を行うとともに、個々のニーズに応じた支援、施設整備に努めます。
- 教育内容や方法の一層の改善充実を図ることにより、研修等による担当教職員の資質の向上と、教育施設や設備の充実等の教育条件の整備を図り、教職員を支援する体制のさらなる充実に努めます。また、担当教職員以外の教職員に対しても、特別支援教育及び人権についての一層の理解を深めるための研修等の充実を図ります。
- 国は通級による指導の充実、整備を進めており、現在は4校で通級指導教室が設置されていますが、今後その他の小中学校でも必要があれば通級指導教室が開設できるよう、県等とも連携を図りながら、設置に向けた取組を進めるとともに、専門性を深める研修や、人材の確保等の取組を進めていきます。
- 障害児が進学する機会を拡充するため、障害児の受験機会の確保と受験時や入学後の手話通訳や点訳等の支援体制の確立、必要な施設設備の改善整備等を行うよう、国や県に働きかけます。
- 学校から社会への移行支援がスムーズに行われるよう、障害の状況等に応じた進路指導の充実を図り、アフターケア体制の確立を図ります。
- 卒業後の進路を保障するために、福祉施設等の福祉部門と公共職業安定所、伊賀圏域障がい者就業・生活支援センター「ジョブサポート ハオ」、障害者職業センターなど雇用部門との連携を強化します。

3) 生涯学習の充実

- 市民一人一人が自らの資質の向上や学習を通して多様な交流を広げ、心通う地域社会の進展のために、生涯学習が充実したまちづくりを進めます。
- 生涯学習活動を進めるための情報提供や、学び続けることのできる環境の整備を進めるとともに、身に付けた知識や経験を社会で生かすことができる仕組みづくりに取り組みます。
- 引き続き公益社団法人日本図書館協会策定のガイドラインに基づく取組を進めるとともに、2019（令和元）年度以降に、国及び県が策定することとなる、「視覚障害者等の読書環境の整備を推進する法律（読書バリアフリー法）」に基づく基本計画の動向を注視し、必要な取組を進めていきます。